

7 渋谷区発第94号
令和7年9月9日

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
管理者様

渋谷区福祉部介護保険課長
(公 印 省 略)

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部業務委託について（通知）

日頃より、渋谷区の介護保険制度の運営について御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下、「事業所」という。）につきましては、当該事業所の従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならないとされていますが、既存の地域資源・地域の人材を活用しながら、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施を可能とする観点から、地域の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所に対して、事業の一部を委託することができる（以下、「一部業務委託」という。）とされています。

このたび、一部業務委託ができる事業の範囲、一部業務委託を行う場合の取扱い及び留意点を別紙のとおり定めましたので、各事業所において一部業務委託をする際は、本通知に基づいて実施していただきますようお願いいたします。

【担当】渋谷区福祉部介護保険課事業所支援主査

電話：03-3464-8003

Mail：sec-kaigo-jigyosho@shibuya.tokyo

別紙

1 一部業務委託ができる事業の範囲

- (1) 定期巡回サービスの提供に係る業務
- (2) 随時訪問サービスの提供に係る業務
- (3) サービス利用者の生活アセスメントに係る業務
- (4) 定期巡回サービス及び随時訪問サービスの付随業務

※ 業務内容については、別表で定める。

2 一部業務委託を行う場合の取扱い

- (1) 「渋谷区指定地域密着型サービス事業等の運営に関する基準等を定める条例（以下、「区条例」という。）」を順守すること。
- (2) 一部業務委託を行う場合は、次の手続きを行うこと
 - ア 受託者と書面で契約すること。
 - イ 運営規程に一部業務委託を行うことを記載し、運営規程の変更届出書に、一部業務委託届出書及び受託事業者との契約書の写しを添付し、渋谷区へ提出すること。
 - ウ 委託内容に変更（委託先の増減を含む）があった場合は、一部業務委託届出書及び受託事業者との契約書の写しを提出すること。委託内容の変更に伴い、運営規程に変更が生じる場合は、運営規程の変更届出書も提出すること。
 - エ 一部業務委託を終了する場合は、運営規程の変更届出書に、一部業務委託届出書を添付し、一部業務委託終了の届出を行うこと。

3 一部業務委託を行う場合の留意点

- (1) 受託者が適切に業務を実施できるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な知識等を伝達すること。
- (2) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託することができない。
- (3) 同一時間帯において、全ての利用者に対する定期巡回サービス及び随時訪問サービスの全てを委託することはできない。
- (4) 一部委託業務に要する委託料並びに利用者に関する情報の取扱い方法、委託するサービスの具体的な実施方法、事故発生時等の責任の所在及び緊急時等の対応方法等について定めるとともに、利用者に対して当該契約の内容について十分に説明を行い、同意を得ること。

4 取扱適用開始日

令和7年9月9日

別表

(業務内容)

業務種別	委託内容
定期巡回サービス	利用者に対し、あらかじめ作成された居宅サービス計画、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の居宅を1日複数回定期的に訪問し、利用者の在宅での日常生活を支えるために必要な援助を提供する業務
随時訪問サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のオペレーターの要請に基づき、速やかに利用者宅を訪問し、必要に応じて介護サービスの提供や緊急連絡先への連絡を行う業務
生活アセスメント	受託者が定期巡回サービス及び随時訪問サービス（以下、「本件サービス」という。）により利用者宅を訪問した場合又は必要に応じて実施した聞き取り等により把握した、利用者の心身の状況・生活環境等の変化に関する情報や、サービス内容の見直しの必要性に関する意見等を、毎月月末に委託者に報告するものとする。なお、月途中で利用者の心身の状況の変化等が生じた場合には、必要に応じた情報連携を行うものとする。
その他付随する業務	受託者は本件サービスの提供を行うにあたり、必要に応じて利用者に対して本件サービスに関する説明及びその補足を行うものとする。 ※利用者の居宅の入居に関する鍵管理が発生した場合においては、預かり状の取り交わしを行うなど、細心の注意を払うこととする。